

夜間外出禁止令の解除等

本24日、チュニジア全土において、夜間外出禁止令の解除及びワクチン接種完了者はイベント会合等に参加が許されるなどとする感染症対策を一部変更する大統領が発表されました。本措置は9月25日午前0時から適用されます。

- ・夜間外出禁止令の解除
- ・ワクチン接種完了者に対しては、ワクチン接種証明書を提示することで、公私、屋内外でのイベント、参集、活動への参加を許可。
- ・屋内外の施設の収容率を最大50%に制限。最低1メートルの間隔を空けること。
- ・7歳以上の者に対する公共の場所、交通機関内でのマスク着用を義務づけ
- ・チュニジア国内で開催されるイベント等に参加目的で国外から来訪する者は、ワクチン接種を完了しておくこと。

チュニジア国内の感染者数・死者数は減少傾向にありますが、マスクの着用や上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にさせていただくと共に、万が一感染が判明した際は当館にご一報いただくようお願い致します。

感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和3年9月24日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417